

新小学 1 年生の就学援助(新入学用品費)のお知らせ

下関市では、経済的理由により就学困難な家庭に対して、下関市立小学校で必要な費用の一部を援助しております。

援助費目のうち、**令和 8 年度新小学 1 年生の保護者**に対し、**新入学用品費**の早期支給を実施しますので、内容をご確認のうえ、早期支給をご希望の方は申請してください。

※既に兄弟において令和 7 年度就学援助の認定を受けている場合であっても、新小学 1 年生については、申請が必要です。

※新中学 1 年生(現在 6 年生)にかかる新入学用品費の早期支給については、令和 7 年度の就学援助認定者に支給しますので、この申請は必要ありません。

受付期間：12月1日(月)～12月26日(金)(土・日・祝日を除く。)

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付場所：教育センター(幡生新町 1-1)

菊川教育支所・豊田教育支所・豊浦教育支所・豊北教育支所

1 援助を受けられる家庭

令和 8 年 4 月に下関市立小学校に入学予定者の保護者で、下関市に住所を有し、下記のいずれかに該当する方。**※私立小学校に入学する場合や生活保護世帯は対象外です。**

- ①生活保護を受けていたが、最近停止又は廃止となった方(世帯全員が停止又は廃止)
- ②国民年金の掛金が免除されている方(20 歳以上の世帯全員が免除)
- ③国民健康保険料が減免されている方(世帯全員が減免)
- ④児童扶養手当を受給している方(※児童手当ではありません。)
- ⑤生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある方

＜⑤で申請する場合の基準となる所得額(生活保護基準の 1.3 倍未満)の例＞

【4 人家族(父 35 歳、母 30 歳、子 5 歳、子 3 歳)の場合】

世帯全員の所得合計額が、284 万円程度未満の世帯が対象

※家族構成(人数・年齢)により生活保護基準の額は変わります。

(例) 祖父 70 歳が加われば、313 万円程度未満のご家庭が対象

子 1 歳が加われば、313 万円程度未満のご家庭が対象

2 援助金額(新入学用品費)

認定者の**世帯全員(別世帯の同一生計者を含む。)**の**合計所得金額**によって、下の表のとおり 5 段階に区分し支給します。

区分	所得の範囲	支給額
第 1 区分	世帯の所得が生活保護基準額の 0 倍～0.5 倍未満	64,300 円
第 2 区分	世帯の所得が生活保護基準額の 0.5 倍以上～1.0 倍未満	57,060 円
第 3 区分	世帯の所得が生活保護基準額の 1.0 倍以上～1.1 倍未満	45,648 円
第 4 区分	世帯の所得が生活保護基準額の 1.1 倍以上～1.2 倍未満	37,089 円
第 5 区分	世帯の所得が生活保護基準額の 1.2 倍以上～1.3 倍未満	28,530 円

3 申請について

(1)	申請に必要なもの ※写しを提出。 ※所得課税証明書は原本を提出。	◆保護者名義の預金通帳（写しは不要） ※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号が必要です。 ※兄弟で就学援助や就学奨励費を支給されている場合は、同じ口座のみご利用可能です。 ◆世帯全員（別世帯の同一生計者を含む。）の所得を証明する以下のもの ※原本と写しを持参。所得課税証明書は原本のみ持参。 （ただし、兄弟の就学援助申請時に添付したものは省略できます。） 【令和7年1月1日の住所地が下関市内の方】 令和6年分「源泉徴収票」、「確定申告書(第一表と第二表)」の控え、 父母等の税申告済みの「令和7年度（令和6年分）所得課税証明書」（世帯票）のいずれか。 【令和7年1月1日の住所地が下関市外の方】 父母等の税申告済みの「令和7年度（令和6年分）所得課税証明書」（世帯票）※令和7年1月1日の住所地の自治体でしか発行されません。 ◆P1の①～④に該当する場合は、それらを証明するもの ※原本と写しを持参してください。 ①生活保護の停止・廃止決定通知書（世帯全員が停止又は廃止） ②国民年金免除通知書（20歳以上の世帯全員が免除） ③国民健康保険料減免通知書（世帯全員が減免） ④児童扶養手当の証書（※児童手当ではありません。）
(2)	注意事項	✓世帯全員（別世帯の同一生計者を含む。）の所得の状況を確認します。 ✓前年中に所得のない方も、所得の申告が必要となります。 ※遺族年金又は障害年金受給者、配偶者控除対象者、無職の方など 【所得の申告場所】 市民税課（下関市役所（南部町）本庁舎西棟2階）又は各総合支所市民生活課（菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所、豊北総合支所） ✓住民票上同一世帯で生計が別の場合、それを証明するものを提出していただきます。（それぞれの光熱水費の請求書等） ✓新入学用品費を今回申請されない場合は、4月にまとめて申請ができます。（その際、世帯の所得金額の認定基準が令和6年分から令和7年分になる点にご注意ください。）
(3)	支給時期	令和8年3月下旬
(4)	★お知らせ★	新入学用品費以外の援助費目については、あらためて令和8年度就学援助申請（令和8年4月中旬～下旬に受付予定）が必要です。 詳細は、入学後に案内します。 （就学援助の援助費目は、市ホームページをご確認ください。）

4 お問い合わせ先

下関市教育委員会 教育部 学校教育課 ☎083-231-1570

菊川教育支所 ☎083-287-4025

豊田教育支所 ☎083-766-2802

豊浦教育支所 ☎083-772-2117

豊北教育支所 ☎083-782-1943